

## 北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、再エネ 100%電力化に取り組み、かつ自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、トップランナー基準を達成した省エネ機器、及び電気自動車と充放電器等を設置する市内の中小企業等に対し、予算の範囲内で設備の設置等に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、補助対象者の電力の脱炭素化を図り、環境に配慮しつつ中小企業の競争力を高めることを目的とします。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ 100%電力化 施設で使用する電力を 100%再生可能エネルギー（非化石証書含む）の電力に切り替える取組をいう。本事業における再エネ 100%電力は、実際に再エネ発電所で発電された電力のみで電力供給を受けているもので、電源種を指定せずに環境価値（非化石証書）を付加する、いわゆる実質再エネは不可とする。
- (2) 再エネ 100%電力関連設備 自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備及び蓄電池をいう。
- (3) トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備 エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換等により、事業所のエネルギー消費や水道使用量の削減に寄与するトップランナー基準を達成した設備若しくはグリーン購入法の調達基準に適合した設備（ただし、高効率ボイラについては、ボイラ効率 95%以上の設備若しくは木質バイオマスボイラを含む。）をいう。
- (4) 電気自動車と V2H 充放電設備 電気自動車は EV、PHV、PHEV をいう。原則、電気自動車と V2H 充放電器のセット導入を対象とするが、既に電気自動車もしくは V2H 充放電器のどちらかを導入済みの場合は、未導入の機器のみでも対象とする。
- (5) 補助対象事業 当該年度に再エネ 100%電力関連設備の設置、トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備の設置、及び電気自動車と V2H 充放電器に係るに係る契約等を締結し、第 11 条の期日までに実績報告を行う事業をいう。
- (6) 施工業者等 補助対象事業に関し、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付決定を受ける者と工事請負契約等を締結する（予定を含む）法人及び個人事業主をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、北九州市内に事業所を有する事業者で市税を滞納しておらず、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。

ただし、中小企業者以外の法人であって事業を営むものが単独で、当該中小企業の発行済株式の2分の1以上を保有する場合を除く。

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体のうち、交付対象者とするにつき公益上必要と市長が認めるもの。
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、交付対象者とするにつき公益上必要と市長が認めるもの。
- (4) 法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に定める法人のうち、交付対象者とするにつき公益上必要と市長が認めるもの。

（補助金の交付要件）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

また、施工業者等は第5項の要件を備えていなければならない。

- (1) 補助対象事業の完了までに電力会社と再エネ100%電力（非化石証書等含む）の仕様を満たす供給契約を締結していること。本事業における再エネ100%電力は、実際に再エネ発電所で発電された電力のみで電力供給を受けているもので、電源種を指定せずに環境価値（非化石証書）を付加する、いわゆる実質再エネは不可とする。
- (2) 市内に事業所を有する法人又は市内の個人事業者と工事請負契約等を締結して、再エネ100%電力関連設備の設置、トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備および電気自動車とV2H充放電器を設置すること。
- (3) 補助対象事業は、第7条第1項に規定する補助金交付決定後に工事請負契約等を締結すること。
- (4) 第1号の設備等を設置する事業所に関する省エネ推進計画書を作成すること。
- (5) 補助対象事業に関し、国、県及び関係団体から補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。ただし、電気自動車とV2H充放電器については他の補助金との併用可とする。
- (6) 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。

（補助金の交付及び額等）

第5条 市長は、前条に規定する要件を備える企業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付額は、別表第2に掲げるものとする。
- 3 補助金の交付は、1事業者につき1回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の募集期間内に、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 省エネ推進計画書（第2号様式 別紙1）
- (3) 見積書の写し
- (4) 事業実施場所地図
- (5) 事業実施場所現況写真
- (6) 納税証明書
- (7) 前1～6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付を決定した場合、補助金の交付決定を受ける者（以下「補助事業者」という）に北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、審査により不交付を決定した場合には、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 3 前2項に規定する審査のため、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金審査検討会を開催する。
- 4 審査検討会は、申請書類に基づき、当該事業の環境効果、経済性等を審査・検討し、その結果を市長に報告する。

(交付条件)

第8条 市長は、前条に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、当該交付決定の内容又は前条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の取り下げがあったときは、速やかに当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助対象事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助

金交付計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付計画変更承認通知書（第6号様式）、又は北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付計画変更不承認通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、その日から20日以内又は当該年度2月末までのいずれか早い日までに、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 竣工写真
- （2） 補助対象経費に係る領収書又は振込受付書の写し
- （3） 補助対象経費に係る契約書又は注文書・注文請書の写し
- （4） 前1～3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

#### （是正措置）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを命じられたときは、当該措置を講じなければならない。

#### （交付額の確定）

第13条 市長は、第11条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （交付請求）

第14条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日より30日以内に補助金を交付しなければならない。

#### （財産処分の制限）

第15条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した設備を、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使

用、撤去、譲渡、交換、貸し付けしてはならない。

- 2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(交付決定の取消)

- 第16条 市長は、補助事業者又は施工業者等が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより補助事業者又は施工業者等に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
  - (5) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(設備の適正管理義務)

- 第18条 設置者は、設置設備の適切な維持管理に努めなければならない。

(報告書の提出)

- 第19条 補助事業者は、補助事業の終了後3年間、事業所のエネルギー使用量実績等を含む省エネ活動実績報告書（第11号様式）を翌年度の5月末までに市長に提出するものとする。

(帳簿等の整理保管)

- 第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、第15条第1項に定める期間中は当該帳簿及び証拠書類を保存しておかななければならない。

(調査)

第21条 市長は補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象設備設置後の稼動状況等について、現地調査することができる。

(規則との関係)

第22条 補助金の交付は、北九州市補助金等交付規則（昭和41年規則第27号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

別表第1（第2条関係）

エネルギーマネジメントシステム機器	エネルギーマネジメントシステム（BEMS、HEMS、FEMS）、デマンドコントローラー（消費電力の見える化を図る機能、警報機能及び省エネ設備等を制御する機能を有するもの）
再エネ100%電力関連設備	自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池
トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備の例 （配線・配管等工事を伴う新設及び更新）	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ（木質バイオマスボイラ含む）、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED照明（高天井等のHIDランプ更新に限る）、コージェネレーションシステム、遮熱塗料、節水型トイレ、二重サッシ、断熱材、節水型便器など
電気自動車とV2H充放電器	EV、PHV、PHEV、V2H充放電器

別表第2（第5条関係）

事業名	補助対象経費	助成率	対象者区分	助成額
中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業	（1）再エネ100%電力関連設備の設置代及び工事費 （2）トップランナー基準達成等のエネルギー関連設備の設置にかかる設備代及び工事費 （3）電気自動車とV2H充放電器の設置にかかる設備代及び工事費	（1）、（2）は、補助対象経費の合計額の3分の1以内（消費税及び地方消費税は含まれない）	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者	500万円まで（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする）
	（4）（1）から（3）に付随する経費のうち最小限必要と認められる経費	（3）は、一組当たり80万円、単独設置はそれぞれ40万円（消費税及び地方消費税は含まれない）	上記に該当しない中小企業等	50万円から500万円まで（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする）